

## 「すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例」概要

### 【前文】

- (1) 人権とは、誰もが生まれながらに持つ、人間が人間らしく自身の意思で生きていくための誰からも侵されることのない基本的な権利で、私たちの先人たちが築いてきたとても大切な財産です。
- (2) 日本国憲法では、基本的人権は、侵すことのできない永久の権利であり、すべて国民は法の下に平等であること。世界人権宣言は、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であることをうたっており、これらは共に人類普遍の原理です。
- (3) 私たちが暮らしている社会には、今もなお、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的指向・性自認等の人権課題が存在し、加えて、情報化社会の進展に伴い、新たな媒体を介しての差別を助長する掲示や誹謗中傷などが顕在化しています。
- (4) 私たちは、どんな理由があっても、誰かを差別したり、傷つけたり、いじめることがあってはなりません。すべての市民や事業者は、相手を理解して、尊重し、思いやり、「人権尊重」を自分の事としてとらえ、差別を決して許さない心を育む努力が必要です。
- (5) 本条例は、すべての市民が差別のない、自分らしく生きることができ、誰一人として取り残さない安心して暮らせるまちをめざす、その礎になるものです。

### 【目的】

すべての市民の人権が尊重されるまちを実現すること。

### 【基本理念】

すべての人が基本的人権を持っているかけがえのない個人として尊重されなければならないとの考えの下、差別のない、誰もが真に大切にされるまちを実現すること。

### 【市の責務】

- ・基本理念にのっとり、必要となる人権施策を総合的かつ計画的に推進する。
- ・そのために国、地方公共団体、市民、事業者及び関係機関と連携を図る。

### 【市民の責務】

- ・互いの人権を尊重する。
- ・自らも人権意識の高揚に努める。
- ・市が実施する人権施策に協力する。

### 【事業者の責務】

- ・全ての人の人権を尊重する。
- ・事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図る。
- ・市が実施する人権施策に協力する。

### 【基本計画の策定】

- ・教育、啓発に関する事
- ・相談体制に関する事
- ・人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項

### 【調査研究の実施】

施策実施のための情報収集・調査研究を行う。

### 【協議会の設置】

重要事項を調査審議する協議会を設置する。